令和４年８月１９日発行

戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）
第３期フィージビリティスタディ（第３期ＦＳ）

令和４年度委託研究事務処理説明書

＝ 補 完 版 ＝

国立研究開発法人科学技術振興機構

イノベーション拠点推進部／社会技術研究開発センター

大学等／企業等

目次

A.　用語の解説……３
I.　SIP 第３期ＦＳにおける固有の用語の説明……４
B.　事務処理説明書　共通版との違い……５
I.　事務処理説明書　共通版との違い……７
１．　複数年度契約について……７
２．　旅費の計上の対象となる事由について……７
３．　間接経費について……７
４．　間接経費の使用実績等の報告について……８
５．　研究成果情報と会計実績情報の登録について……８
６．　研究担当者の移籍等について……９
７．　特定の事業目的により追加された研究資金の取扱いについて……10
８．　知的財産権に関する届け出等について……10
９．　公表時の謝辞について……11
１０．研究期間終了後の調査協力について……12
１１．各種報告書等の提出について……12

令和４年度委託研究事務処理説明書　補完版（以下、本補完版という）について

●「戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）第３期フィージビリティスタディ（以下、「ＦＳ」という）」における委託研究契約にかかる書類
以下に掲載しております。報告書等の作成等に当たっては、必ず下記ＵＲＬからダウンロードの上、所定の電子ファイルをご使用ください。
❍委託研究契約にかかる書類
https://www.jst.go.jp/contract/index2.html
（大学等）
https://www.jst.go.jp/contract/sip2/2022/sip2a.html
（企業等）
https://www.jst.go.jp/contract/sip2/2022/sip2c.html
❍その他の報告様式にかかる書類
https://www.jst.go.jp/sip/

●本補完版に関するお問合せ・書類提出先
本補完版掲載内容に関するご質問などは、以下の連絡先までお問い合わせください。

ＦＳ課題「スマートエネルギーマネジメントシステムの構築」
担当部署：科学技術振興機構　イノベーション拠点推進部
〒102-0076　東京都千代田区五番町７　K's 五番町
E-mail：　sip-smart-emsATjst.go.jp ”AT”を”@”に置き換えてご利用ください。
TEL：03-6261-0013／FAX：03-5214-8496
ＦＳ課題「ポストコロナ時代の学び方・働き方を実現するプラットフォームの構築」
担当部署：科学技術振興機構 社会技術研究開発センター（RISTEX）
〒102-0076 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ 4F
E-mail：　sip3-ristexATjst.go.jp ”AT”を”@”に置き換えてご利用ください。
TEL：03-5214-0130(代表) ／FAX：03-5214-0140

A. 用語の解説

ここでは、「SIP 第３期ＦＳ」における固有の用語の解説を掲載します。

Ⅰ. SIP 第３期ＦＳにおける固有の用語の説明

用語の説明については、「共通版」5～9 ページの「用語の解説」および「用語の読替え」に記載していますが、SIP 第３期ＦＳにおける固有の用語に関しては、ここで説明しています。

なお、ここでは「略語として用いるもの」や、「１対１の読み替えだけでは説明が困難なもの」も併せて解説しています。

SIP 第３期ＦＳにおける用語の解説

用　語	説　明
SIP 第３期 SIP 第３期ＦＳ	SIP 第３期とは、内閣府が推進する戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)の第３期を指します。2023 年度からの第３期開始にあたって、課題候補に対し事前調査（フィージビリティスタディ：ＦＳ）を 2022 年度に実施します。
研究推進法人	SIP において、課題もしくは課題候補（ＦＳ課題）の事務手続等を担当する独立行政法人を指します（2022 年度より「管理法人」から名称変更されました。）
スマートエネマネ	ＦＳ課題「スマートエネルギーマネジメントシステムの構築」（研究推進法人：科学技術振興機構）の略称として記載される場合があります。
ポスコロ学び方働き方	ＦＳ課題「ポストコロナ時代の学び方・働き方を実現するプラットフォームの構築」（研究推進法人：科学技術振興機構）の略称として記載される場合があります。
研究開発計画	内閣府によって定められた各課題の「研究開発計画」を指します。 各研究題目における「研究開発実施計画書」とは異なりますのでご注意ください。
研究開発項目	内閣府によって定められた「研究開発計画」における研究実施単位であり、研究責任者を公募する単位でもあります。

B. 事務処理説明書　共通版との違い

ここでは、「委託研究事務処理説明書 共通版」にかかわる内容で事業固有の取扱いを掲載します。

委託研究事務処理説明書の見方

●委託研究事務処理説明書は、経理契約等共通の事項を「共通版」に記載し、事業固有の事項がある場合は、それらを「補完版」に記載しています。
●共通版のページ下段に、補完版がある事業名（略称）を並べたアイコンを置いています。アイコンの事業名（略称）の横には、ページ内のどこで差異が生じたか確認するための項番を記載しています。「補完版」をご覧になる際には、「共通版」に記載の差異箇所をあわせてご確認ください。
●補完版がある事業は、共通版と補完版を合わせて「事務処理説明書」とします。
●補完版と共通版の間で差異が生じる場合は、補完版の定めが優先されます。

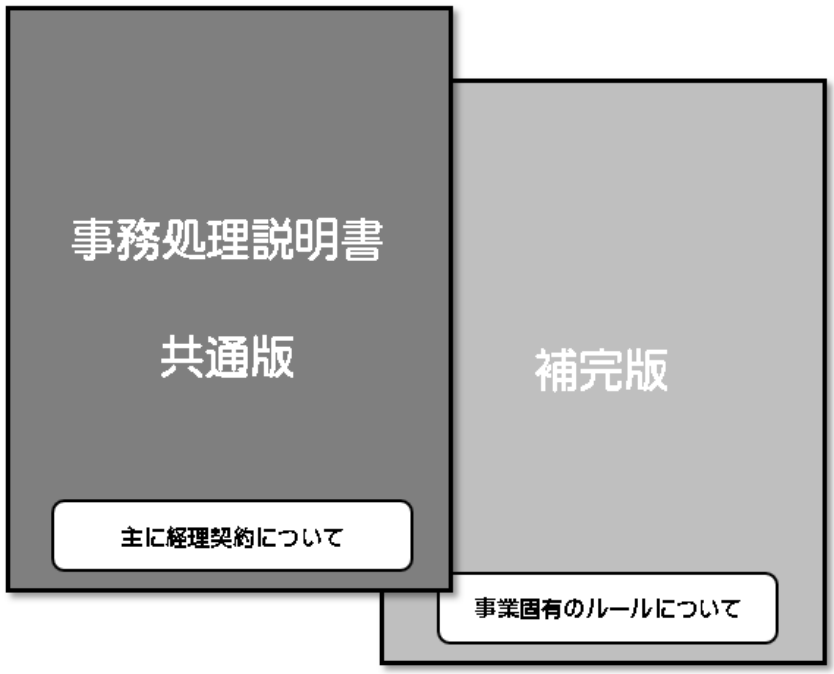

委託研究契約事務処理説明書（共通版、補完版）は、以下の URL で公開しております。

❍研究契約に係る書類　戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）　第３期ＦＳ　大学等
https://www.jst.go.jp/contract/sip2/2022/sip2a.html
❍研究契約に係る書類　戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）　第３期ＦＳ　企業等
https://www.jst.go.jp/contract/sip2/2022/sip2c.html

本事業は内閣府が定義する競争的研究費ではありませんが、間接経費など一部を除き競争的研究費の取扱いに準拠します。

Ⅰ．事務処理説明書　共通版との違い．

１．複数年度契約について

共通版の記載内容	大学等：　１６～１７ページ	企業等：　１６～１７ページ
「４．複数年度契約について」全ての箇所		

共通版と異なり上書きとなる説明

当ＦＳにおける委託研究は単年度契約のため、上記は適用しません。

２．旅費の計上の対象となる事由について

共通版の記載内容	大学等：　３４ページ	企業等：　３４ページ
②旅費計上の対象となる事由 ・研究成果の発表 ・研究チーム内のミーティング ・直接経費により雇用される者の赴任旅費 ・外部専門家等の招へい ・フィールドワーク（観測、試料採取、現地調査等） ・その他研究実施上、必要な事由が発生した場合		

共通版に追加補足となる説明

ＳＩＰにおいては、上記②に以下を追加します。

本事業では、ＪＳＴ及び内閣府等当該ＳＩＰ課題の関連機関が主催するミーティング、シンポジウムが開催される場合があり、それらについても旅費計上の対象となります。

３．間接経費について

共通版の記載内容	大学等：　６３ページ	企業等：　５０ページ
（１）　間接経費の算定・請求 間接経費は直接経費に対する一定比率（原則３０％の間接経費率）で措置されます。		

共通版と異なり上書きとなる説明

ＳＩＰにおいては、「大学等」の場合は、直接経費の **15%**を上限とし、「企業等」においては直接経費の **10%**を上限とします。

但し、「企業等」に分類される機関のうち中小企業に該当する場合は、直接経費の 15%を上限とします。なお、中小企業に該当する場合は、契約締結時に中小企業者証明書【経理様式２０】を提出してください。

４．間接経費の使用実績等の報告について

共通版の記載内容	大学等：　６５、９８ページ	企業等：　５２、８４ページ

【大学等６５ページ、企業等５２ページ】
９．間接経費の執行
①間接経費の執行に関する留意事項
c．間接経費の報告等
間接経費に係る収支簿および証拠書類をＪＳＴへ提出する必要はありませんが、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針【別添１】」に示されている「使途の透明性の確保」の観点から、適正な執行を証明する証拠書類を整備してください。

間接経費の使用実績等については翌事業年度の６月３０日までに府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により報告してください

【大学等９８ページ、企業等８４ページ】
ＩＸ．研究機関における府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録について
１．間接経費執行実績報告書の登録
　翌事業年度の６月３０日までに府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により報告してください。

共通版と異なり上書きとなる説明

【大学等６５ページ、企業等５２ページ】
　当該ＳＩＰは、競争的研究費による事業ではありませんので、間接経費の使用実績等についての報告は必要ありません。
【大学等９８ページ、企業等８４ページ】
　上述の通り、「間接経費執行実績報告書」は提出の必要がありません。

５．研究成果情報と会計実績情報の登録について

共通版の記載内容	大学等：　９８ページ	企業等：　８４ページ

ＩＸ．研究機関における府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録について
　府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用するにあたり、間接経費執行実績報告書に加え、内閣府からの事務連絡に基づき、研究者または研究機関が採択課題に係る各事業年度の研究成果情報や会計実績情報を e-Rad へ入力することが必要です。

２．研究成果情報と会計実績情報の登録
　（以下略）

共通版と異なり上書きとなる説明

【大学等９８ページ、企業等８４ページ】

当該ＳＩＰは、競争的研究費による事業ではありませんので、「研究成果情報」および「会計実績情報」の e-rad への登録は必要がありません。

６．研究担当者の移籍等について

共通版の記載内容	大学等：　６７ページ	企業等：　５４ページ
１２．委託研究の中止について （２）　研究担当者の移籍に伴う研究中止 注）研究担当者が他機関へ移籍等する場合においても、ＪＳＴが適当と判断する場合は、研究担当者（原則、研究代表者を除く）の変更による同一研究機関で本研究の継続が認められる場合があります。		

共通版に追加補足となる説明

ＳＩＰにおいては、上記の注）に対して以下の取り扱いを追加的に補足します。
研究担当者が他機関へ移籍、退職等する場合には、本研究が支障なく継続できると JST が判断した場合は、以下のいずれの方法も可能です。具体的には、プログラムディレクター候補の確認を経て、決定することが必要となりますので、研究担当者の異動が発生する場合は、その事実が判明したら速やかにＪＳＴ課題担当者までご連絡をいただくとともに、研究中止申請書（経理様式４-①）の提出をお願いします。

①研究担当者を変更（交代）して、同一機関で引き続き研究開発継続する方法。

②研究担当者が異動先の機関で研究開発を継続する方法。

なお、当該研究開発委託実施計画自体から脱退するという場合には、研究中止申請書（経理様式４-①）の提出は、研究終了となる予定の日の 30 日前までに提出が必要となります。

７．特定の事業目的により追加された研究資金の取扱いについて

共通版の記載内容	大学等：　７３ページ	企業等：　５９ページ
１７．特定の事業目的により追加された研究資金の取扱いについて 課題採択後に、ＪＳＴが時宜に応じて募集を行う研究者支援制度（国際強化支援、ライフイベント復帰支援等）により委託研究費が追加配賦される場合、事務手続上は、その金額を本研究契約に含めて契約を締結します。 各制度の性格に応じて個別に運用が定められている項目及び制限に関しては、ＪＳＴ課題担当者から研究担当者に別途案内される募集要項等に従って適切に処理を行う必要がありますのでご注意ください。		

ＯＪＳＴ事業参画研究者等に対する取組み（出産・子育て・介護支援制度） https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html

共通版と異なり上書きとなる説明

ＳＩＰについては内閣府事業のため、JST 事業を対象として実施している上記の制度は適用されません。

８．知的財産権に関する届け出等について

共通版の記載内容	大学等：　　７６～８０ページ	企業等：　　６２～６６ページ

（３）　研究機関に帰属した（ＪＳＴとの共有でない）知的財産権について

①　ＪＳＴへの届け出

（中略）

■JST への届け出（「事前申請」もしくは「通知」）が必要な場合

（表略）

⑤ 出願資料への記載事項

国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、当該出願書類の「(【代理人】)」の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて、「平成／令和〇〇年度、国立研究開発法人科学技術振興機構、〇〇事業「研究題目名」委託研究、産業技術力強化法第 17 条の適用を受ける特許出願」と記載してください 。「平成/令和〇〇年度」には、当該委託研究契約初年度を記載してください。なお、当該委託研究が複数の契約に基づく場合は、初回契約の初年度を記載してください。

共通版に追加補足となる説明

①　ＪＳＴへの届け出

a．JST への「事前申請」が必要な場合（項番３，５）

ＳＩＰにおいては、事前申請が必要な場合（項番３「移転を行うとき」，項番５「第三者への専用実施権等の設定等を行うとき」）、共通版に記載の内容等と異なり、通知のみではなく事前に「知的財産権移転承認申請書」、「専用実施権等設定・移転承認申請書」等の提出の上、あらかじめＪＳＴの承認を受けなければならないものとします。（委託研究契約書（別記４）知財条項第２条、第１項、第４号）

⑤ 出願資料への記載事項

ＳＩＰ第３期ＦＳにおいては、「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄に、以下の通り記載ください。

令和４年度、内閣府総合科学技術・イノベーション会議の戦略的イノベーション創造プログラム

（SIP）第３期フィージビリティスタディ「　　**課題名**　　」委託研究（研究推進法人：JST）、産業技術力強化法第１７条の適用を受ける特許出願

※　委託研究契約の開始年度を記載
※　**課題名**の表記は下記「９．公表時の謝辞について」参照

９．公表時の謝辞について

共通版の記載内容	大学等：　　８３ページ	企業等：　　６９ページ
２．公表時の謝辞について 論文発表等を行う際は、当該成果が本事業各制度の支援によるものであることを「謝辞（Acknowledgement）」等に明記してください。具体的な謝辞の表記方法については、別途、ＪＳＴ課題担当者から研究担当者へ案内します。		

共通版に追加補足となる説明

ＳＩＰ第３期ＦＳにおいては、上記２．に対して具体的には以下のように明記してください。

（和文）

本研究（の一部）は，内閣府総合科学技術・イノベーション会議の戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第３期フィージビリティスタディ「　**課題名**　」（研究推進法人：JST）によって実施されました。

（英文）

This work was supported by Council for Science, Technology and Innovation (CSTI), Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program (SIP), Feasibility study for the 3rd period of SIP “　**英文課題名**　” (Funding agency: JST).

課題名

課題名の表記（和文）	課題名の表記（英文）
スマートエネルギーマネジメントシステムの構築	（英文表記は、ＪＳＴ課題担当までお問い合わせください）
ポストコロナ時代の学び方・働き方を実現するプラットフォームの構築	（英文表記は、ＪＳＴ課題担当までお問い合わせください）

１０．研究期間終了後の調査協力について

共通版の記載内容	大学等：　８５ページ	企業等：　７１ページ
Ⅴ．研究期間終了後の調査協力について 国の大綱的指針等に基づいて実施する追跡評価を行うため、研究期間終了後に追跡調査や成果展開調査等の調査を行っております。ＪＳＴから調査依頼を受けた場合、研究機関においては協力義務が生じます。		

共通版に追加補足となる説明

ＳＩＰは内閣府が進めるプログラムであることから、上記に加え、研究期間終了後に、内閣府及び内閣府が指定した者から、追跡調査、成果展開調査及び知的財産権の利用状況調査等の調査依頼を受けた場合、研究機関においては協力義務が生じます。

１１．各種報告書等の提出について

共通版の記載内容	大学等：　－	企業等：　８０～８１ページ
Ⅷ．各種報告書等の提出について １．ＪＳＴへの提出物（経理様式） ～　以下、略　～		

共通版に追加補足となる説明

ＳＩＰ第３期ＦＳにおいては、以下の様式が追加となります。

様式	報告書等の名称	提出期限等
経理様式 20	中小企業者証明書	委託研究契約締結時（条件に該当する法人のみ）